

65歳以上の人へ

生涯に一度の接種機会

この1年を忘れずに

【定期】 高齢者肺炎球菌

肺炎は日本の死亡原因第5位！主要な原因である肺炎球菌の感染症を予防できるワクチンがあります。

- 対象 接種日時時点で邑楽町民であり、①②のいずれかに該当する人
- ① 満65歳
 - ② 60歳以上65歳未満であって次のいずれかに該当する
 - 心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある
 - ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障がいがある

自己負担金 2,000円/回

接種期限 66歳の誕生日を迎える前日まで

※65歳を迎えた誕生日の翌月に個別で通知を発送しています。詳しくは通知をご覧ください。



【定期】 带状疱疹

带状疱疹は、水ぼうそうのウイルスが再活性して起こる病気です。

- 対象 接種日時時点で邑楽町民であり、①②のいずれかに該当する人
- ① 年度末年齢が65、70、75、80、85、90、95、100歳
 - ② 60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障がいがある

自己負担金 生ワクチン 2,000円/回 組換えワクチン 5,000円/×2回

接種期間 令和9年3月31日まで

※①の対象者には令和8年3月末に個別で通知を発送しています。詳しくは通知をご覧ください。



中高生相当の皆さんへ

任意予防接種費用を一部助成します

任意予防接種の費用助成は他にも



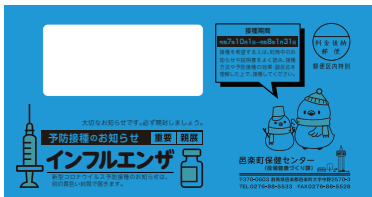
詳細はQRからご覧ください▶

10月から接種開始
接種期限をお見逃しなく！

接種は努力義務なし
効果と副反応を理解して

定期接種の中で、接種できる期間が限られた季節性インフルエンザワクチンと新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種が始まります。この2つのワクチンは予防接種法上、B類定期接種に位置づけられています。B類定期接種は、個人の発病や重症化予防に重点が置かれていて、接種することについて努力義務はありません。また、ワクチンには効果が期待される一方で、副反応が生じる可能性もあります。このことを十分に理解した上で、本人の判断に基づいて接種を行うてください。

●10月開始の定期予防接種

	新型コロナウイルス感染症	季節性インフルエンザ
対象者	接種日時時点で邑楽町民であり、①②のいずれかに該当する人 ① 65歳以上(S36.12.31以前生まれ) ② 60歳以上65歳未満であって次のいずれかに該当する → 心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある → ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障がいがある ②に該当する人は、事前に申請が必要です。接種前に保健センターへご連絡ください。	
自己負担金※1	3,000円	1,000円
接種期間	10月1日～令和9年1月31日	10月1日～令和9年1月31日
接種回数・方法※2	毎シーズン1回 (筋肉内注射)	毎シーズン1回 (皮下注射)
対象者への通知発送時期※3	9月18日 	9月18日 
接種場所※4	邑楽郡、館林市、太田市、足利市の実施医療機関	

※1_生活保護受給者は無料です。生活保護受給者で予診票に「免除」印がない場合は、接種前に保健センターへお問い合わせください。※2_他ワクチンとの同時接種は医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、他ワクチンとの接種間隔に制限はありません。※3_到着までに2週間程度かかる場合があります。※4_指定の接種場所以外で接種する場合は、手続きが必要となる場合があります。事前に保健センターにお問い合わせください。

予防接種で変わる、あなたの健康
受けるのは今、守るのは未来



問合先 役場健康づくり課（保健センター）☎88-5533